

和歌山県水土里情報活用推進協議会事務処理規程

（目的）

第1条 この規程は、和歌山県水土里情報活用推進協議会（以下「水土里協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

（事務処理の原則）

第2条 水土里協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期しかつ機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

（事務処理体制）

第3条 水土里協議会の事務処理は事務局である和歌山県土地改良事業団体連合会が行い、事務責任者は事務局長があたる。

（雑則）

第4条 和歌山県水土里情報活用推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は幹事会の承認を得た後会長が定める。

附 則

この規程は、平成24年 5月 8日から施行する。